

【概要版】宝達志水町下水道事業経営戦略（更新） （令和8年度—令和17年度）

はじめに

本町の下水道事業は、大別して「集合処理施設」と「町設置型合併処理浄化槽」の2通りの処理方法があり、居住人口や戸数などの区域の状況に応じて『特定環境保全公共下水道事業(特環)』『農業集落排水事業(農集)』『特定地域生活排水処理事業(特地)』『個別排水処理事業(個別)』の4事業により整備しています。

本町では平成28年度に特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の、平成30年度に特定地域生活排水処理事業及び個別排水処理事業の、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定しました。その後、令和4年度に改定し計画期間のうち3年しか経過していませんが、水道事業経営戦略改定に合わせて下水道事業経営戦略の見直しを行いました。

事業概要

■事業の現況（令和7年度末時点）

事業	供用開始年度	処理区域内人口密度	処理区数	処理場数
特環	平成7年度 〈供用開始後30年〉	21.9人/ha	4処理区	4施設
農集	昭和62年度 〈供用開始後38年〉	14.3人/ha	7処理区	7施設
特地	平成18年度 〈供用開始後19年〉	3.2人/ha	1処理区	42施設
個別	平成14年度 〈供用開始後23年〉	2.8人/ha	1処理区	41施設

■使用料の概要

事業	区分	水量	使用料(税別)
一般汚水 (特環・農集)	基本料金	10m ³ まで	1,800円
	超過料金	1m ³ につき	230円
個別排水 (特地・個別)	基本料金	10m ³ まで	1,200円*
	超過料金	1m ³ につき	230円

※電気代を自己負担している場合の基本料金。

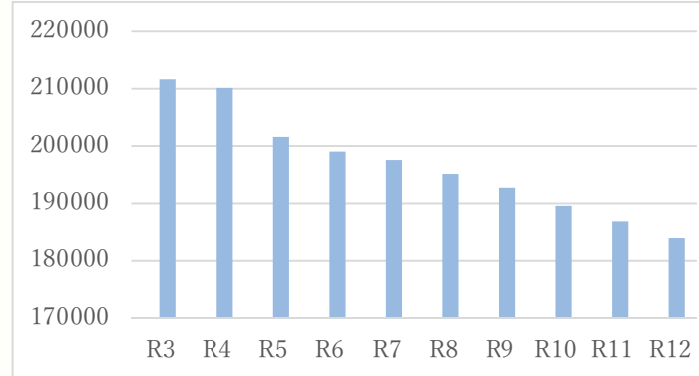
項目	年度	特環	農集	特地	個別
条例上の使用料 (20m ³ あたり) (税別)	令和4年度	4,100円	4,100円	3,500円	3,500円
	令和5年度	4,100円	4,100円	3,500円	3,500円
	令和6年度	4,100円	4,100円	3,500円	3,500円
実質的な使用料 (20m ³ あたり) (税別)	令和4年度	4,384円	3,478円	4,423円	4,454円
	令和5年度	4,357円	3,463円	4,431円	4,375円
	令和6年度	4,438円	4,433円	3,621円	4,256円

※「条例上の使用料」：一般家庭において1使用月に20m³を使用した場合の使用料(税別)。

※「実質的な使用料」：使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの。

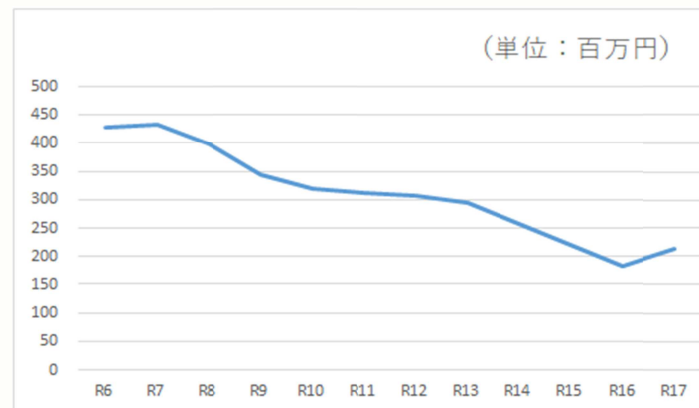
今後の見込み

①使用料収入の実績と見込み



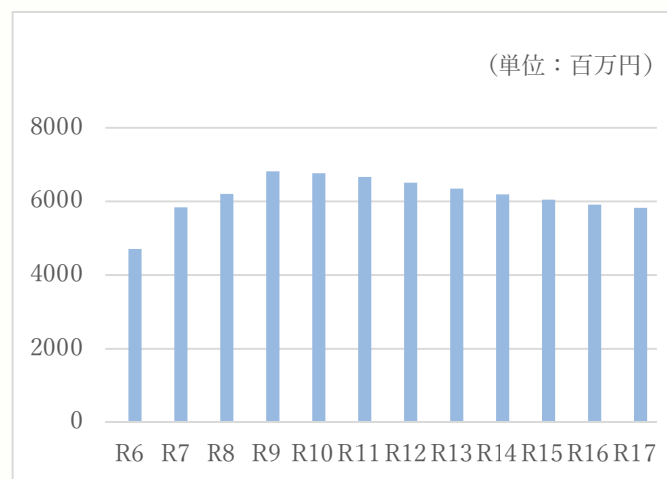
使用料収入は、減少傾向にあり、今後も右肩下がりで推移する見通しです。この主な要因は人口減少の進行及び節水型社会の定着に伴う有収水量の減少です。令和12年度には、令和3年度比で約13%の減収を見込んでおり、今後の施設更新需要の増大に対し、より一層効率的な維持管理が求められる状況にあります。

②現金預金残高の見込み



今後の資金繰りについては、右肩下がりではありますが、一般会計からの繰入金により黒字を維持する見通しですが、建設改良費の増大や借入金の元利償還負担により、引き続き注意が必要であります。

③企業債残高の見込み



企業債残高は令和9年度に約68億円でピークを迎える見込みです。その後は、新規発行額の抑制と元金の償還が進むことにより減少に転じ、令和17年度には約58億円まで減少する計画となっております。一方支払利息については令和7年度の4,700万円から上昇に転じ令和12年度にはピークとなる1億1,800万円に達する見込みです。これは過去に発行した企業債の据置期間終了や、近年の金利情勢を反映したものです。残高は減少しますが利息払いの経費が経営を圧迫する期間が続くため慎重な財政運営が求められます。